

## ○ ギャンブル等依存症対策推進計画の策定

### (1) 目的

ギャンブル等依存症対策基本法に基づく本県のギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、ギャンブル等依存症に関する啓発を行うとともに、早期に必要な医療機関につなげるため、関係機関の連携体制を構築する。

### (2) 経緯

時期	内容
平成 28 年 12 月	I R 推進法附帯決議 (ギャンブル等依存症患者への対策の抜本的強化を明記)
平成 30 年 10 月	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行
平成 31 年 4 月	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定

### (3) 現状

- ・全国「ギャンブル等依存症が疑われる者」 約 70 万人 (H29 年度全国調査)
- ・県内「ギャンブル等依存症が疑われる者」 約 2.4 万人 (人口比推計)
- ・県内のギャンブル等依存症患者 入院 10 人未満 通院 54 人 (H29 年度国資料)

### (4) 計画概要

根拠法令	ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項
計画期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
基本目標	ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。
計画で策定する取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識の普及啓発</li> <li>・医療提供体制の整備</li> <li>・相談支援体制の整備及び社会復帰の支援</li> </ul>
基本法上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療計画、健康増進計画及びアルコール健康障害対策推進計画との整合性を図ること。</li> <li>・少なくとも 3 年ごとに見直しを検討すること。</li> </ul>

(5) 計画策定の経過、スケジュール

令和2年度	内 容
8月19日	第1回県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
8月～10月	アンケート調査等の実施、計画案の作成
11月9日	第2回県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
12月2日	県依存症対策連絡協議会
12月～1月	パブリックコメント
2月9日	第3回県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
3月	計画の策定、公表

(6) 令和3年度 of 取組

事業名 多様な精神疾患医療連携体制整備事業費（依存症対策総合支援事業）

(単位：千円)

区 分		内 容	R3 当初
ギャンブル等 依 存 症 対 策 事 業	普 及 啓 発	一般県民向け講演会の開催	2,000
	計 画 管 理	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会	309
計			2,309